

公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う主な条例改正について

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例

- ・ 一般地方独立行政法人のうち人事委員会規則で定めるものに対して、県職員を派遣することができるように関係規定を整備



人事委員会規則において「公立大学法人熊本県立大学」を規定

熊本県情報公開条例

- ・ 熊本県情報公開条例の対象となる機関（実施機関）として、県が設立する地方独立行政法人を追加

熊本県個人情報保護条例

- ・ 熊本県個人情報保護条例の対象となる機関（実施機関）として、県が設立する地方独立行政法人を追加